

## 特別管控危険化学品目録（第一版）

应 急 管 理 部  
工业和信息化部  
公 安 部  
交 通 运 输 部  
公 告 ； 2020 年 第 3 号

<<危険化学品の安全総合管理方案>>を確実に実行し、事故の教訓から深く学び、危険化学品のライフサイクル管理を強化し、安全リスクの防止と管理を強化し、重大事故を効果的に防止および封じ込め、人々の生命と財産の安全を確実に保護するために、緊急管理部、産業情報技術部、公安部、交通运输部が共同で<<特別管理危険化学品目録（第1版）>>を制定し、ここに公告する。

附件：特別管控危険化学品目録（第一版）

应急管理部 工业和信息化部  
公安部 交通运输部

2020 年 5 月 30 日

附件

特別管控危険化学品目録（第一版）

## 管理措置

<<特別管理危険化学品目録（第1版）>>に記載されている危険化学品については、安全上のリスクを生み出す主な関連事項性について、法律、規制及び経済的、技術的な実現可能性の条件下で、以下の管理措置を可能な限り検討・実行して、安全上のリスクを最大限低減し、重大な事故を効果的に防止し封じ込めること。

### (1) 情報プラットフォームを構築し、ライフサイクル全体に渡る情報トレーサビリティの管理と制御を行う

危険化学品を監視する全国情報共有プラットフォームの構築を促進し、特別管理危険化学品の、生産、貯蔵、使用から製品の物流、輸送、輸出入までの全ライフサイクルの追跡し管理制御する監視システムを構築し、情報共有メカニズムを改善し、関連部門による管理監視情報をリアルタイムで更新する。

特別管理危険化学品を識別するために包装を検討し、中型バルクコンテナ、大型コンテナ、可動タンク、タンクトラック上に QR コード又は電子標識を貼付し、IOT (Internet of Things)、クラウドコンピューティング、ビッグデータなどの最新の情報技術を使用して、逐次、特別管理危険化学品の全ライフサイクルプロセスの情報監視、および追跡を行う。

### (2) 包装管理の標準化を検討する

関連部門との連絡調整を強化し、特別管理危険化学品の包装分類、保護材料、標示標識等の技術的要件のもとに中型バルクコンテナ、大型コンテナ、可動タンク、タンクトラックの設計、製造、試験方法、検査規則、標示標識、包装仕様等の技術要件を促進する。特別管理危険化学品の危険貨物の包装性能検査及び包装使用識別の実行を促進する。

### (3) 安全生産へアクセスすることを厳格に規制する

特別管理危険化学品の建設プロジェクトに対して厳格に評価及び承認を行い、従業員の入場を厳格にし、安全生産法、規制、基準、および産業部局の規則に適合していない全ての建設プロジェクトは承認されない。安全生産法、規制、基準、および産業部局の規則に適合する建設プロジェクトは、“一刀切”（纏めて不許可等の処理を行う）を免れ、法律規制に従って承認される。

### (4) 輸送管理を強化する

充填および配送の検査、承認、記録システムを確立して厳格に実施し、輸送車

両の走行経路と軌道追跡の強化、衛星測位システムによる輸送及び従業員の管理強化を行い、最初の段階から違法な輸送行為を排除し、安全上のリスクを軽減する。

危険貨物を輸送している道路輸送車両の動的監視を利用し、特別管理危険化学品の道路運送車両のスピード違反や疲労運転などの違法行為に対するオンライン監視と早期警告を強化します。道路、鉄道輸送での危険貨物輸送電子輸送状管理の実行を促進し、特別管理危険化学品の流れを重点的に監視する。

#### (5) 貯蔵の定置管理を実施する

関連する組織（港湾、学校を除く）は、特別管理危険化学品の保管を危険化学品専用倉庫内に特定区域を設定しての保管、倉庫内或いは貯槽での定位置貯蔵を行い、管理レベルを高め、在庫量と販売量を合理的に管理し、管理を精密化し、特別管理危険化学品の定位置管理を実施する。

港湾における危険貨物の貯蔵管理を強化し、危険貨物の港湾運営者は、危険物の専用別倉庫、貯蔵ヤード、貯蔵タンクに特別管理危険化学品を貯蔵し、関連する法律、規制、基準に厳格に従って隔離を実施し、作業情報システムを確立し、特別管理危険化学品の種類、数量、荷主情報等をリアルタイムで記録し、作業場以外でもバックアップする必要がある。

#### (6) その他の要求事項

水上輸送、航空輸送、鉄道、パイプラインにより輸送する特別管理危険化学品は、関連する法律、行政規則及び関連管轄部門の規定に従って実行される。特別管理危険化学品の管理措置は、法律、行政規則、および規則で別段の定めがある場合は、それらの規定に従うこと。

科学実験に必要な試薬類は一時的に本目録の管理に含まないが、しかし関連する組織は、人材育成、科学研究の実情及び存在するリスクに応じて、管理強化措置を講じる。<<都市ガス管理条例>>の要求により、この目録及び特別な管理措置は都市ガスには適用しない。